

## 学校関係者評価基本方針

青山建築デザイン・医療事務専門学校

### 1.目的

- (1) 本校の教育活動や学校運営の状況に関する評価を積極的に行い、その結果に基づき改善を図り、社会にとって必要な人材を育成していく。
- (2) 自己評価の結果に基づいて行う学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により、関係者に対して、適切に説明責任を果たす。

### 2.学校関係者評価の時期

#### (1) 自己評価

教職員が、本校の理念・目標に照らして、自らの活動について行う評価。前年度の自己評価を7月末までに完了する。

#### (2) 学校関係者評価

学校関係者（関連企業、卒業生、在校生保護者等）を学校自らが選任し、構成された評価委員会が、自己評価の結果について行う評価。

### 3.学校関係者評価の内容

学校関係者評価については、自己評価を行った以下の項目について実施する。

- (1) 教育理念・目的
- (2) 学校運営
- (3) 教育活動
- (4) 学修成果
- (5) 学生支援
- (6) 教育環境
- (7) 学生の受入れ募集
- (8) 財務
- (9) 法令等の遵守

### 4.学校関係者評価の組織

- (1) 学校関係者評価委員会を組織する。
- (2) 委員会の構成は、別紙「学校関係者評価委員会名簿」による。

### 5.学校関係者評価の実施

- (1) 原則として1年間に1回委員会を実施する。
- (2) 委員会実施前に、学校で行った自己点検評価の資料を各委員に必ず配布する。

### 6.学校関係者評価の公表

- (1) 学校評価の結果は、学校ホームページで公表する（<http://aoyamakougaku.ac.jp>）。

### 7.学校関係者評価の活用

- (1) 目標設定→実行→評価→改善の一連のサイクルを通じて、共通目標設定へ活用する。
- (2) 評価結果は、新年度年間計画作成の参考資料とする。

以上